

告示

埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和七年七月八日

埼玉県計量検定所長 深野 成 昭

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区 域	期 日	時 間	場 所
蓮 田 市	令和七年九月二日及び 同月三日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	蓮田市役所来客駐 車場
羽 生 市	令和七年九月四日、同 月五日及び同月八日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	羽生市民プラザ一 階搬入路奥
行 田 市	令和七年九月十日から 同月十二日まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	行田市産業文化会 館入口ロ－タリ ー
北 本 市	令和七年九月十七日及 び同月十八日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	北本市役所駐車場 （防災倉庫前）
桶 川 市	令和七年九月二十四日 及び同月二十五日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	桶川市総合福祉セ ンター駐車場
伊 奈 町	令和七年九月二十六日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	伊奈町役場駐車場

宮代町	杉戸町	久喜市					幸手市	白岡市	加須市
令和七年十月十五日	令和七年十月十六日	令和七年十月二十日	令和七年十月二十一日	令和七年十月二十二日	令和七年十月二十三日	令和七年十月二十七日 及び同月二十八日	令和七年十月三十一日	令和七年十一月七日	
午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで
宮代町役場駐車場	杉戸町役場駐車場	あやめ公園駐車場	久喜市鷺宮西コミ ユニテイセンター 駐車場	久喜市農村センタ ー駐車場	久喜市栗橋文化会 館駐車場	幸手市役所駐車場	白岡市高岩浄水場 駐車場（車庫）	プラザきさい（騎 西総合支所）南側 駐車場	

令和七年十一月十日	令和七年十一月十一日	令和七年十一月十二日 から同月十四日まで
午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで
北川辺総合支所駐 車場	大利根総合支所駐 車場	加須市民運動公園 駐車場